柏崎市立高柳小学校長

療養解除届（インフルエンザ用）

朝賀　壮也　様

柏崎市立高柳小学校

　　年　　組

　　　　　　　　　　　　　　　　　　児童生徒氏名

療養解除届（インフルエンザ用）

上記の者は、インフルエンザにより療養をしておりましたが、以下のとおり発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過しましたので本届を提出します。

　発　症　日：　　月　　日（　　）

解熱した日：　　月　　日（　　）

　登校開始日：　　月　　日（　　）

令和　　年　　月　　日

保護者氏名

保護者の方へ

・インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

　【発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで】

　この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

＜例＞

（ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。）

・本届は、**保護者等が記入するもの**です。医療機関に記入を求めないでください。

・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、

それに従ってください。



柏崎市立高柳小学校長

療養解除届（新型コロナウィルス感染症用）

　　　　　朝賀　壮也　様

柏崎市立高柳小学校

　　年　　組

　　　　　　　　　　　　　　　　　　児童生徒氏名

療養解除届（新型コロナウィルス感染症用）

上記の者は、新型コロナウィルス感染症により加療等をしておりましたが以下のとおり療養解除となりますので、本届を提出します。

　発　症　日：令和 　 年　　月　　日（　　）

　診　断　日：令和　　 年　　月　　日（　　）

登校開始日：令和　　 年　　月　　日（　　）

令和　　年　　月　　日

保護者氏名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 1/10 | 1/11 | 1/12 | 1/13 | 1/14 | 1/15 | 1/16 | 1/17 | 1/18 | 1/19 | 1/20 | 1/21 |
| ０日目 | １日目 | ２日目 | ３日目 | ４日目 | ５日目 | ６日目 | ７日目 | ８日目 | ９日目 | 10日目 | 11日目 |
| **症状あり** | 通常時 | 発症日 | 療養期間（７日間）かつ病状軽快後２４時間経過 | **療養解除**※感染予防行動の徹底が必要 |  |
| 延長 | 症状継続のため、療養期間延長　　・**９日目に症状軽快** | **療養解除** |
| **症状なし** | 通常時 | 検体採取日 | 療養期間（７日間） | **療養解除** |  |  |  |
| 延長 |  | **症状出現** | 療養期間（症状出現日の翌日から７日間）かつ症状軽快後24時間経過　　**・７日目に症状軽快** | **療養解除** |  |

保護者の方へ

・新型コロナウィルス感染症については令和４年９月７日から療養期間が以下のように見直されました。

（ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。）

・本届は、**保護者等が記入するもの**です。医療機関に記入を求めないでください。

・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

年　　月　　日

保 護 者 様

　　年　　組　　　　氏名　　　　　 　　　さん

柏崎市立高柳小学校学校長　朝賀　壮也

**学校感染症による出席停止について（お知らせ）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 病名又は状況（該当を○で示す） | 出席停止の期間の基準 |
| 第１種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第２種 | ~~インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）~~※療養解除届による | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有のが消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまでせき |
| 麻しん | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風しん | 発疹が消失するまで |
| 水痘 | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭咽頭結膜熱 | 主要症状が消失した後２日を経過するまで |
| ~~新型コロナウイルス感染症~~※療養解除届による | 発症した後５日を経過し、かつ、症状軽快後１日を経過するまで |
| 結核 | 感染のおそれがなくなるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれがなくなるまで |
| 第３種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症　・溶連菌感染症　　　　　　　　・（　　　　　　　　　） | 感染のおそれがなくなるまで |

お子さんがかかっている（と思われる）下記の病気は学校保健安全法により、学校における感染症として指定されています。他の児童生徒にうつるおそれのある期間は、出席停止となり登校できません。

必ず医師の診断を受け、医師から登校しても良いと言われたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、登校してください。　（出席停止の期間は、欠席になりません。）

---------------------------------（切り離さないこと）----------------------------

**登　校　許　可　証登　校　許　可　証**

上記の疾病については、感染症予防上に支障がないので、登校しても差し支えありません。

１　診　断　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

２　登校してもよいと認められる年月日　　　　　　　年　　月　　日から

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医 師　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

主治医から、登校許可が得られましたので届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

柏崎市立高柳小学校長　　朝賀　壮也　様